

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



医療従事者等に限定した特別保育の実施について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県においては、新型コロナウイルス感染症が再流行しております。本市では、令和 4 年 1 月 6 日付糸保第 443 号にて、家庭保育が可能な家庭への登園自粛を要請した上で通常保育を実施してきました。しかし教育・保育施設等での感染が拡大している事から、**医療従事者や社会の機能を維持するための職業及び特別な支援が必要な家庭に限定し保育を行う特別保育を実施することとしました。**

この措置は、園児の感染拡大を防止し最小限の社会生活基盤を維持するためであり、保護者の皆様並びに保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様へ、通常保育が休止となることについてのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、登園できなかった場合の保育料の減免等については以下の通りです。

特別保育期間（通常保育の休止期間）

令和 4 年 1 月 15 日（土）から当面の間

医療従事者や社会の機能を維持するための職業及び特別な支援が必要な家庭
別紙参照

登園できなかった時の保育料の減免について

登園できなかった日について日割り相当分の保育料を減免いたします。保護者による手続きは不要ですが還付口座について書類を提出していただく場合があります。認可外保育施設においては、施設が減免した場合、施設に減免費用の助成を行います。

保育の必要性が「求職活動」の方の就労開始期限延長について

求職活動を行っている方は、就労開始期限を 1 か月延長いたします。

育児休業からの復帰について

1 月中までに復帰の就労証明を求められている方は、期限を延長し 2 月中の復帰及び復帰の就労証明の提出をお願いいたします。

事業主の皆様へ

保育施設の特別保育や登園自粛要請により、子どもの世話をを行う従業員に有給の特別休暇を与えた場合、労働局の新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金から 1 人あたり 9,000 円～11,000 円の助成の可能性があります。（労働局にお問い合わせください。）

	問い合わせ先	電話番号
特別保育について	糸満市役所保育こども園課	840-8131
小学校休業等対応助成金について	沖縄県労働局雇用環境・均等部 コールセンター	0120-60-3999

医療従事者や社会の機能を維持するために職業

1. 医療従事者・関係者

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他のすべての医療関係者。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業。
- ・介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業
- ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ②飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業
- ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
 - ⑦育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造している事業。また医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業

特別な支援が必要な家庭

- ・ひとり親家庭、病気や障害を有している保護者の児童、同居している親族を常時介護・看護している保護者の児童、要保護児童、要支援児童がいる世帯、他特に配慮が必要とする世帯。

特別保育に関するQ & A

Q1：「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」であれば、無条件に保育を受け入れてくれるのか。

A1：「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」は、その職業に就いているかどうかだけで判断されるのではなく、保護者が職場に特別休暇の可能性を確認した上で就業を継続する事が必要な者を対象とします。したがって、仕事が休みの日等については、当該職種であっても登園自粛をお願いいたします。

Q2：「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」ではないが、非正規雇用の為、仕事を休むと給与が貰えないため生活できない。その場合は登園自粛を行わなければならないのか。

A2：質問の家庭の場合、「特別な支援が必要な家庭」に該当する可能性がありますので、保育施設に事情を説明した上で受け入れ可能か調整していただく事になります。